

令和6年流山市教育委員会会議第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年3月14日（木曜日）
開会 午前10時05分
閉会 午前10時45分
- 2 場 所 流山市立市野谷小学校 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 南 暁男
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 中曾根 仁史
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石川 博一
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 伊原 純子
博物館長 秋谷 大和

- | | | | |
|---|-------|---------------|--------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 大田 千絵美 |
| | | 教育総務課主事 | 石戸 寛諭 |
| | | 教育総務課主事 | 島根 壮樹 |
| | | 教育総務課会計年度任用職員 | 寺坂 真佐美 |

8 議案等

- 議案第 7号 令和6年度流山市の教育施策について
- 議案第 8号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 9号 流山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第10号 流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第11号 流山市特別支援スーパーバイザーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第12号 流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 協議 イ 教育財産の目的外使用について（流山市立向小金小学校、流山市立長崎小学校、流山市立鱒ヶ崎小学校及び流山市立おおぐろの森小学校）
- 協議 ウ 教育財産の目的外使用について（流山市立市野谷小学校及び流山市立南流山中学校）
- 協議 エ 教育財産の目的外使用について（流山市立南流山地域図書館）

9 議事の内容

（開会 午前10時05分）

田中教育長

ただいまから、令和6年流山市教育委員会会議第3回定例会を開会します。まず、お配りした令和6年流山市教育委員会会議第2回定例会の会議録についてですが、訂正を行いたい箇所があります。会議録8ページ「学校事故調査委員会の調査対象内容について、生徒の死亡事故のみを対象にしているのか」という質疑に対する回答についてです。回答していたものを「治療に要する期間が30日以上のがや疾病の場合も対象となる」に訂正します。訂正について御意見、御指摘はございますか。

（特になし との声あり）

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。

その他、第2回定例会の会議録について御意見、御指摘はございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

特になしということですので、承認ということにします。

これより議事に入ります。

議案第7号「令和6年度流山市の教育施策について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(令和6年度流山市の教育施策を定める旨の説明)

学校教育部長

令和6年度教育施策は、令和2年度から令和6年度における流山市教育振興基本計画を基に、令和6年度の学校教育及び生涯学習に取り組むために、本施策を制定するものです。

それでは別冊「令和6年度流山市の教育施策」の1ページを御覧ください。令和6年度は、学校教育の推進に当たり、学びに向かう力、受容・共感する力を養い、創造力を育むことを目標に、様々な施策の実現に取り組んでまいります。2ページをご覧ください。令和6年度流山市学校教育指導の指針です。真ん中に表がありますが、こちらは大きな目標を具体化した、4つの力を身に付けるための具体的な方策です。

最初に「確かな学力」の育成ですが、1人1人の児童生徒が興味関心を持って授業に臨み、自らが学ぶ授業スタイルを進めることが重要と考えます。そのため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体化した授業の実践の推進を図ります。重点項目として、1つ目に「ブレンド型教育の構築」ということで、ICT機器の有効活用と論理的な思考を養う、これを両立させた学習を構築していきます。2つ目は「読書活動の推進」です。本市においては学校図書館司書を全校配置しています。また、読書活動については「R-1グランプリ」という活動も推進しております。これを次年度も継続し、子どもたちの読書活動を推進していきます。3つ目、『個別最適な学び』と『協働的な学び』を一体化した授業実践の推進を目指していきます。

次の「豊かな心」についてですが、子ども自治力の育成推進を図り、総合的な学習の時間や特別活動の時間を活用し、自立、協働を通して、新たな価値観を生み出す力を養います。また、教育的ニーズに応じた児童生徒への支

援体制の構築として、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、特別支援アドバイザーなど専門的な知見を持つ方々との継続的な支援、教育相談体制の推進に取り組みます。重点項目の1つ目は「インクルーシブ教育の推進」です。子ども個々の特性を理解し、多様性を尊重し合う共生社会の実現を目指していきます。2つ目「積極的な教科横断的な取組」、特別活動や総合的な学習の時間等で、教科横断的な取組を行っていきます。3つ目「児童生徒の掌握」についてですが、いじめ、不登校等への支援体制及び個別対応のための早期支援体制の構築、計画の作成・児童生徒理解のための各種調査の有効活用を行っていきます。4つ目に「相談体制の構築」です。関係機関との支援体制の連携強化を更に図っていきます。

次に「健やかな体」の育成ですが、基礎体力の向上、運動に親しむ習慣への計画的な取組の実践、生活習慣の確立に向けた取組として、学校保健、食育を通して、自身の基本的な生活習慣の見直し改善につなげていきます。1つ目の項目「基礎体力、心身の育成の推進」、ここに「遊・友スポーツランキングちば」とありますが、千葉県が実施している運動の推進の事業であり、先日、本市の小山小学校が、この「遊・友スポーツランキングちば」の長縄8の字連続跳びにおいて、中学年の部で県の年間大賞を受賞しました。このような活動を積極的に活用し、取り組んでいきたいと思えます。2つ目に「安全教育の推進」です。自助・公助・共助による具体的な取組の実践及び緊急事態への対応として、地域連携等を通して、交通安全、防災訓練を実施していきます。

次に「つながりのある教育」です。子どもの学びや教職員を支える教育環境の構築に努め、各学校の特色ある教育活動の取組を推進していきます。学校・家庭・地域が連携し、つながりのある教育活動の推進を図ります。1つ目の「各学校における特色ある教育活動の取組の推奨」、先ほどの総合的な学習の時間や特別活動の時間を通して、それぞれの地域の実態に応じ、各学校で特色のある活動を進めていきます。2つ目に「子どもの学びや教職員の授業実践を支える教育環境の構築」、きめ細かな指導体制の構築、体験的な教育活動の推進、教育力向上のための研修の実践を進めていきます。3つ目「コミュニティスクールの運用」、地域学校協働本部事業を柱とした、家庭と地域連携の具体的な取組を推進していきます。コミュニティ・スクールについては、来年度で本市はすべて配置が完了となります。4つ目に「幼児期からのつながりのある教育の推進」、架け橋期カリキュラムの計画作成、体験的な教育活動、キャリア教育等を推進し、特色ある教育活動の活性化を図っていき

ます。

下の表になりますが、「令和6年度 主な教育施策として」5点、インクルーシブ教育の推進、サポート体制の強化、教職員を支える教育環境の構築、ICT環境の充実、つながりのある教育の実践を進めてまいります。

生涯学習部長

引き続き「令和6年度流山市の教育施策」に沿ってご説明します。7ページを御覧ください。生涯学習では、教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」の実現を目指し、4つの施策とそれに基づく事業を推進します。

1つ目の推進施策は「人生を豊かにできる生涯学習の推進」です。この施策では、(1)多様な生涯学習機会の充実 として、ライフステージに応じた生涯学習機会の充実を図るとともに、(2)生涯学習の環境整備 では、施設のバリアフリー化や、快適に利用いただくため、生涯学習センター及び南流山センターのエレベーターの更新工事や、生涯学習センターの体育館のエアコン設置工事を行います。またイベント情報の提供、図書館情報システムの利便性の向上を図ってまいります。

2つ目の推進施策は「青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実」です。この施策では、関係団体との連携による(1)健全育成体制の充実 や、(2)健全育成事業の充実 として、青少年主張大会等を実施し、青少年の自立、社会参加活動の支援、地域と連携しての青少年ふれあい運動を展開いたします。

3つ目の推進施策は「文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」です。この施策では、(1)市民主体の文化芸術活動の促進 や、(2)優れた文化芸術に親しめる機会の充実 として、サロンコンサート等を実施するほか、(3)歴史的文化遺産の保存・活用 では、引き続き国登録有形文化財「秋元家住宅土蔵」の修復工事を実施します。なお、文化財の保存活用の指針となる「流山市文化財保存活用計画」については、本年7月の文化庁認定を目指し、この3月に申請をする予定となっております。

4つ目の施策は「スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」です。(1)スポーツ活動の促進 では、流山ロードレース大会の実施など、イベント開催によるスポーツ活動の機会の提供や、各種スポーツ団体、指導者の育成を行い、(2)スポーツ環境の整備 として、コミュニティプラザの体育室のエアコン設置を行い、スポーツ施設の環境整備を進めます。これにより、生涯学習部が所管する体育室のエアコン設置工事がすべて完了することにな

ります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

議論して検討された内容ということで、内容について考えたことをお話しさせていただきます。「創造する力」という言葉が入り、とても良かったと思いました、今必要とされる力だと思います。ただ、「創造する力」の中に「責任ある行動」や「正しい行動」が入るのかということが疑問に感じました。これはもう出来上がったものなので、内容を変更するというのを望んでい
るわけではありませんが、再度、「創造する力」を大きく分けるに当たり、ど
ういうことが必要かということを考えながら、来年度進めていただきたいと
思いました。「責任ある行動」とか「正しい行動」は、「受容・共感する力」
のところに入るのかなと感じました。「創造する力」だと、やはり知識や技能
を活用して、問題解決学習で論理的な思考力を育てて新しい見方や考え方に
気付いて自力で解決していくということにつながるのではないかと思っています。
また、3ページに「探求学習の推進」が入ったことがとても良かった
と思います。図書館が読書活動だけでなく、探求学習に使われるということ
はとても大事だと思っていましたので、昨年からプラスαで探求学習が入っ
たことを大変うれしく思いました。4ページの生徒指導ですが、2022年
12月に生活指導提要が改正されたので、その内容が入るのかと思っていた
のですが、SNSのトラブルだとか、児童虐待の問題が大きな社会問題とし
て捉えられているので、そうしたトラブルに対する生活指導の一言が必要だ
と思っています。昨日の読売新聞に、学習端末の情報保護ということで、大
きく1面に掲載されていましたが、利用目的を明確にするということは行政
の仕事だと思いますが、子どもたちの中でもやはり情報を保護するというこ
とは大事だと思いました。是非その内容も含めていただけるとありがたいと
思います。指導の中で是非実現していただきたいと思ひます。

生涯学習の方では、外国人居住者がかなり増えているということなので、
外国人居住者も一緒に地域社会を作っていくことが大事だということが今認
識されているのですが、そのことについてやはり外国人への視点を加えて来
年度の施策に含めていただきたいと思ひました。

田中教育長

これは各学校等に示す時は、具体的なものを示しておりますので、あくま
でも本年度の指導の重点ということで挙げたものなので、今、羽中田委員が

おっしゃられたことは全部網羅されて、深く、特に先生方にはより細かく分かりやすく示していきたいと思います。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(生涯学習課について、課名変更及び教育委員会事務局の分掌事務を追加する旨の説明)

5ページの新旧対照表を御覧いただいた方が分かりやすいかと思えます。第12条第1項の表の中に生涯学習部の項があります。こちらと、その下第15条第2項の表、次ページ第17条の表及び6ページからの別表第1の、12ページの生涯学習部の項があります。その課の欄の中の生涯学習課について、課名を変更することで、より文化芸術の担当課であることの明確化と、地域連携を推進するため、文化芸術・生涯学習課に課名を変更するために改正を行うものです。その他12ページ、13ページの分掌事務の欄中の改正については、分掌事務の整理をした結果、生涯学習系の分掌事務欄に、流山市青少年指導センターの事務を記載しました。この規則の施行日は令和6年4月1日としております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、質疑等を終結します。
議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号「流山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 (生涯学習課の課名変更により職印を改めるため、また、流山市立市野谷小学校及び流山市立南流山第二小学校の開校に伴い、学校印、学校長印及び学校長職務代理人印を定める旨の説明)

今回の改正案は、先ほどの議案第8号で御承認いただきました生涯学習課が文化芸術・生涯学習課に課名を変更することにより、職印を改め、また更に、流山市立市野谷小学校及び流山市立南流山第二小学校の開校に伴い、学校印、校長印及び校長の職務代理人印を定めるものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、質疑等を終結します。
議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号「流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長	<p>(国の要保護児童生徒援助費の学用品費等の単価が引き上げられたことに合わせて、就学援助の費目の年間支給額の改正を行う旨の説明)</p> <p>今回の改正案は、就学援助費の年間支給額の変更を行うものです。本市の就学援助の年間支給額は、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を参考としていますが、令和6年度から、小学校の新入学学用品費と入学準備金の単価引き上げが予定されていることから、本市においても令和6年度から当該品目、単価を上げるため、当該規則の一部を改正するものです。38ページが規則の改め文となっております。小学校の新入学学用品費及び入学準備金5万4,060円を5万7,060円に変更するものです。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、質疑等を終結します。</p> <p>議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第11号「流山市特別支援スーパーバイザーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。</p>
学校教育部長	<p>(特別支援スーパーバイザーに期末手当及び勤勉手当の支給をする旨の説明)</p> <p>流山市特別支援スーパーバイザーの例規改正についてです。詳細につきましては、指導課長から御説明いたします。</p>
指導課長	<p>令和5年流山市議会第4回定例会において、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことによ</p>

り、流山市特別支援スーパーバイザーに期末手当及び勤勉手当を支給することを追加する改正を行うものです。これまでの第7条を第8条とし、第6条の次に第7条として、期末手当及び勤勉手当の支給について追加するものです。期末手当及び勤勉手当は、1回につき10万円を限度とし支給することとします。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号「流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(生涯学習課の課名を変更するための旨の説明)

議案第8号で御承認いただきました、生涯学習課が文化芸術・生涯学習課に課名を変更することに伴い、処務規程内にある生涯学習課と表記のある箇所
の改正を行うものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、協議イ「教育財産の目的外使用について（流山市立向小金小学校、流山市立長崎小学校、流山市立鱈ヶ崎小学校及び流山市立おおぐろの森小学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

（流山市教育委員会教育長 田中 弘美から流山市立向小金小学校、流山市立長崎小学校、流山市立鱈ヶ崎小学校及び流山市立おおぐろの森小学校の校舎の一部を、放課後児童健全育成事業実施のため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明）

既存の学校の校舎の一部を、放課後児童健全育成事業実施のために活用するというものです。学校名は向小金小学校、長崎小学校、鱈ヶ崎小学校、おおぐろの森小学校です。それぞれ学校内のどの場所かというのは、議案書50ページから53ページに記載しております。流山市としては学校と学童クラブについて、普通教室などを共有していく、昼間は学校として使って夕方は学童クラブとして併用していく、ということの基本方針としておりますので、学童クラブの児童増に伴って学校を開放するという、目的外使用をするというものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

協議イは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

（異議なし との声あり）

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議イは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議ウ「教育財産の目的外使用について（流山市立市野谷小学校及び流山市立南流山中学校）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(流山市長 井崎 義治から流山市立市野谷小学校及び流山市立南流山中学校の校舎の一部を、防災備蓄倉庫設置のため使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

新しく設置された市野谷小学校、また移転する南流山中学校に、防災備蓄倉庫を新たに設置するというものです。流山市は、全ての小中学校が非常災害時の避難所と指定されていますので、その避難所に防災備蓄倉庫は全て設置されていることから、新設される学校にも新たに設置するというものです。設置場所については、市野谷小学校は議案書55ページに記載されておりますが、白黒では分かりにくいので、ちょうど本日、市野谷小学校を見学いただくためのパンフレット案をカラーで御用意しております、そのパンフレットを開いていただくと右下に配置図が記載されています。この配置図の校舎棟の隣にサブグラウンドと書かれているかと思いますが、その上に防災備蓄倉庫を屋外に設置するものです。南流山中学校は議案書57ページに記載しておりますが、校舎内の一部を活用して防災備蓄倉庫とする予定です。配置図が57ページ、平面図が58ページです。58ページの右下部分が、防災備蓄倉庫として活用予定です。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

協議ウは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議ウは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議エ「教育財産の目的外使用について（流山市立南流山地域図書館）」を議題とします。協議理由の説明を求めます。

図書館長

(日本郵便株式会社流山郵便局局長 黒田 孝幸から流山市立南流山地域図書館駐車場植え込みの一部を、郵便差出箱設置のため使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

本件は、令和6年2月20日付けで日本郵便株式会社流山郵便局局長 黒田 孝幸氏より、流山市立南流山地域図書館駐車場の植え込みの一部を、郵便差出箱設置のため使用したい旨の申請を受けたことから、教育財産の目的外使用について協議するものです。名称は流山市立南流山地域図書館、所在は流山市南流山10丁目2番地の1です。使用部分及び使用面積については、郵便差出箱設置箇所図のとおり、駐車場植え込みの一部0.26平方メートルを使用するものです。使用者は日本郵便株式会社流山郵便局局長 黒田 孝幸氏、目的は郵便差出箱1基を設置するためで、使用料につきましては流山市行政財産使用料条例第2条の規定により算出し、1年当たり820円を徴収するものとしております。設置許可期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、令和7年4月1日以降は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものです。郵便差出箱の設置日等は現段階では未定ですが、本協議にて教育財産の目的外使用が了承されましたら、令和6年4月中に設置、運用を開始したい旨を郵便局からうかがっております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

協議工は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議工は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。生涯学習課お願いします。

生涯学習課長

(市民音楽祭の開催結果について)

田中教育長

以上の各課等報告への質疑等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑等を終了します。

これより「いじめ重大事態の経過報告について」の報告となりますが、この案件につきましては個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よってこの案件につきましては非公開とします。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相
談対策室長

(いじめ重大事態の発生報告、経過報告について)

田中教育長

以上で、令和6年流山市教育委員会会議第3回定例会を終了します。

(閉会 午前10時45分)